

労審発第1405号

令和4年5月10日

厚生労働大臣

後藤 茂之 殿

労働政策審議会

会長 清家 篤



令和4年5月9日付け厚生労働省発雇均0509第3号をもって諮問のあった「労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の適正な運営に資するための指針案」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和4年5月10日

労働政策審議会
会長 清家 篤 殿

勤労者生活分科会
分科会長 山本 眞弓

「労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の適正な運営に資するための指針案」について

令和4年5月9日付け厚生労働省発雇均0509第3号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。